

里庄町地域くらし応援券取扱加盟店募集要項

令和 8 年 4 月
里 庄 町

本要綱は、「里庄町地域くらし応援券事業実施要綱」に基づき、里庄町地域くらし応援券（以下「応援券」という。）を取り扱うことができる取扱加盟店の募集等に関し、必要な事項を定める。

1 発行目的

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者及び事業者を支援するため、町内の加盟店で使用できる応援券を発行し、地域経済の活性化を図る。

2 事業概要

- (1) 発行元 里庄町
- (2) 商品券名称 里庄町地域くらし応援券
- (3) 発行総額 約 107,300,000 円（対象者約 10,730 人）
- (4) 交付金額 対象者 1 人につき 10,000 円分（額面 1,000 円×10 枚）
- (5) 対象者 令和 8 年 6 月 1 日において里庄町住民基本台帳に登録されている者
- (6) 交付時期 令和 8 年 6 月末までに対象世帯へ郵送（簡易書留又はゆうパック）
- (7) 使用期間 令和 8 年 7 月 1 日（水）から同年 12 月 31 日（木）までの 6 か月間

3 応援券の取扱いについて

(1) 遵守事項

- ア 応援券は、物品の販売又は役務の提供に係る特定取引において使用できる。
- イ 応援券の額面未満の利用であっても、つり銭は支払わない。
- ウ 応援券の現金化、転売、譲渡することはできない。
- エ 使用期間を過ぎた応援券は無効とする。

(2) 使用対象とならないもの

- ア 製造たばこの購入
- イ 出資、債務又は振込手数料等の支払
- ウ 国税、地方税及び使用料等の公租公課
- エ 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- オ 事業活動に伴う原材料、機械類、仕入商品等の支払
- カ 不動産に係る支払
- キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する営業及び性風俗関連特殊営業における役務
- ク 現金への換金、金融機関への預け入れ
- ケ 特定の宗教・政治団体・反社会的勢力に関わるもの、公序良俗に反するもの

4 取扱加盟店申込資格

里庄町内に店舗・事業所等を有し、町内の店舗等で応援券を利用可能とする事業者のうち、次のいずれにも該当しない者。

- (1) 特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わる事業者、又は公序良俗に反する営業を行う事業者
- (2) 前記3(2)に掲げる「使用対象とならないもの」のみを取り扱う事業者
- (3) その他町長が不相当と認める事業者

5 取扱加盟店の責務等

- (1) 町が提供する「取扱加盟店ポスター」及び「のぼり旗」を、利用者が確認しやすい場所に掲示すること。
- (2) 応援券受取時には、偽造の疑いがないか確認し、疑わしい場合は受取を拒否し、速やかに里庄町企画商工課へ報告すること。
- (3) 応援券の額面未満の利用であっても、つり銭を支払わないこと。
- (4) 正当な理由なく応援券の受取を拒まないこと。
- (5) 受け取った応援券の裏面に、取扱加盟店名等を記入又は押印し、再使用を防止すること。
- (6) 応援券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (7) 使用済応援券を再利用しないこと。
- (8) 使用期間が過ぎた応援券を受け取らないこと。
- (9) 町と適切な連携体制を構築すること。
- (10) 登録事項に変更があった場合は速やかに町へ届け出ること。
- (11) 受け取った応援券の盗難、紛失及び滅失については、取扱加盟店の責務とする。
- (12) 要項違反が認められた場合、町は換金の停止、取扱加盟店の登録取消を行うことができる。

6 応援券の換金

(1) 換金方法

里庄町地域くらし応援券換金請求書に必要事項を記入し、裏面に取扱加盟店名等を記入又は押印した使用済応援券（ミミ切り取り済）を添付し、里庄町企画商工課へ提出する。

(2) 換金請求期間

令和8年7月13日（月）から令和9年1月12日（火）まで
（※期間外の請求は受け付けない。）

(3) その他

- ア 換金手続きから指定口座への振込まで2週間程度要する。
- イ 換金手数料は不要。

7 申込について

(1) 申込方法

本要項に同意のうえ、「里庄町地域くらし応援券取扱加盟店登録申請書」に必要事項を記入し、下記提出先へ提出する。

申込書は町ホームページからダウンロードできるほか、企画商工課で配布する。

《里庄町ホームページアドレス》 <https://www.town.satosho.okayama.jp>

(2) 申込期間

令和8年4月13日（月）から令和8年5月29日（金）（必着）

（期間後の申込も可能ですが、応援券配布時のチラシには掲載できません。）

(3) 提出先

〒719-0398

浅口郡里庄町大字里見 1107-2

里庄町企画商工課 宛

(4) 提出書類

①里庄町地域くらし応援券取扱加盟店登録申請書

②振込口座の通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる部分）

(5) 登録料

無料

(6) 取扱加盟店登録証明書

町の審査後、承認された事業者に「里庄町地域くらし応援券取扱加盟店登録証明書」を交付する。

(7) その他

町内に複数店舗がある場合は、店舗ごとに申請すること。

8 問合せ先

里庄町企画商工課

〒719-0398 里庄町大字里見 1107 番地 2

TEL : 0865-64-3114

FAX : 0865-64-3126

E-mail:kikaku@town.satosho.lg.jp